

介護福祉士養成支援費補助金に関するQ & A

Q 1 同一法人において受講者が複数名いる場合、一人ずつ分けて申請するのか。

一人ずつではなく、法人単位でまとめて申請してください。ただし、実務者研修修了時支援金は実務者研修の修了日から起算して2ヶ月以内が申請期限となっているため、受講者の修了日が異なる場合、申請期限を過ぎないようにご注意ください。

以下のような場合は、2回に分けて申請してください。

例) Aさん→研修修了日 7月31日 } 2名分まとめて9月30日までに申請
Bさん→研修修了日 8月31日 }
Cさん→研修修了日 10月15日→ 12月14日までに申請

Q 2 申請回数に上限はあるか。

上限はありません。ただし、予算には限りがあり、申請状況によっては年度途中から上限を設ける可能性もあるので、ご了承ください。

Q 3 受講者の介護等の業務の従事期間は、申請する法人以外の事業所で働いていた期間も含むことができるか。

申請される法人以外の事業所で働いていた期間も含むことができます。

Q 4 介護福祉士国家試験合格時支援金について、実務者研修の修了年度の翌々年度までであれば、申請年度以前に既に介護福祉士国家試験に合格している者が申請することは可能か。

申請年度と介護福祉士国家試験の合格日が属する年度は同一年度である必要があるため、申請年度以前に既に介護福祉士国家試験に合格されている方は申請できません。

Q 5 介護福祉士国家試験合格時支援金について、合格発表日が属する年度の3月31日までに申請書を提出するようになっているが、合格発表日は例年3月末で、合格証書が届くまで日数を要することから、3月31日までに申請することができないのではないか。

要綱上は3月31日までに申請としていますが、実務上難しいと思うので、合格発表日から3週間以内に申請書を提出してください。

Q 6 養成施設への受講料支払が確認できる書類（領収書等）について、法人が複数名の受講料を一括で払っている場合、内訳が必要か。

内訳が分かる書類（養成施設が作成しているもの）を添付してください。また、実務者研修以外の費用（例：介護福祉士試験の模試代など）も併せて払っている場合にも、その内訳が分かる書類（養成施設が作成しているもの）を添付してください。

Q 7 補助事業者（法人）が受講料を負担したことを確認できる書類（領収書等）について、法人が直接養成施設に受講料を支払ったが、養成施設からの領収書には受講生の名前しか書いていない場合、どうすればよいか。

領収書を再発行するか、補助事業者が振り込んだことが分かる通帳の写し又は振り込み記録の写しを御提出ください。内訳が分かる書類（養成施設が作成しているもの）を添付してください。